

コーポレート・ガバナンス：理論

Managerial Liability and Negative Externality

横浜市立大学 康 聖一

企業活動が外部不経済を引き起こすとき、その損害は企業によって負担されるべきだろうか、それとも直接の意志決定主体である経営者によって負担されるべきだろうか。本報告では、司法が外部不経済の存在を認識できるとは限らず、仮にできたとしても十分な賠償を課することができないケースを考える。このとき、たとえ外部不経済を事前に回避した経営者の行動が社会的に望ましいとしても、企業に対する *Fiduciary Duty* に反したとして、司法はこの経営者を誤って罰する危険性がある。この可能性を考慮する経営者は社会的に最適な予防策を取ることを躊躇するかもしれない。

本報告では、この非効率性を緩和するために、経営者は単に株主の代理人としてではなく、企業活動に伴う外部不経済に直接的に責任を負う主体として、法的に位置付けられるべきであると主張する。このように、経営者の株主に対する責任は経営者が負う他の責任とのバランスにおいて決定されるべきであり、一部の賠償責任だけを強化することは、かえって社会的効率性を損なう可能性がある。

References

Gutierrez M. (2003). An economic analysis of corporate directors' fiduciary duties. *Rand Journal of Economics*, 34, 516-535.

Polinsky, A. M., & Shavell, S. (1993). Should employees be subject to fines and imprisonment given the existence of corporate liability? *International Review of Law and Economics*, 13, 239-257.

Privileggi, F., Marchese, C., & Cassone, A. (2001). Agent's liability versus principal's liability when attitudes toward risk differ. *International Review of Law and Economics*, 21, 181-195.